

市有地先着順売却参加要領

一般競争入札によって落札されなかった物件について、先着順に売却を行いますので、購入を希望される方は、次の各事項を確認の上、申込みをしてください。

1 物件

物件 番号	土地の所在地番	台帳 地目	地積 (実測)	予定価格 (最低売却価格)
1	真岡市久下田西四丁目 30番 他2筆	宅地	1978.21 ㎡	25,915,000 円

※物件の詳細については、物件調書をご覧ください。

※物件は、現況有姿(現況のまま)で引き渡しとなりますので、現地をよく確認の上、申込みをしてください。(土留の有無、電柱・支柱の有無、整地状況等)

2 売却に参加することができない者

- (1)地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する者
- (3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- (4)真岡市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 32 号)第 2 条第 1 号、第 5 号及び第 6 号に該当する者
- (5)真岡市暴力団排除条例第 6 条及び真岡市暴力団排除条例施行規則(平成 24 年規則第 40 号)に規定する密接関係者に該当する者
- (6)市税を滞納している者(法人にあっては、その代表者を含む。)

※詳細は、別紙資料(15～22 頁)をご参照ください。

また、申込資格の確認を行うため、関係機関に対して照会を行いますので、あらかじめご了承ください。(申込者が法人の場合は、役員等を含む。)

3 契約条件

土地売買契約書(様式第 4 号:9～12 頁)の条文を確認の上、申込み

をしてください。

4 参加申込みの受付

売却に参加をする方は、市有地先着順売却参加申込書を提出してください。

(1)受付期間:令和7年3月27日(木)から、次回の一般競争入札
又は公募による売却手続き等を開始するまでの期間
(ただし、土・日・祝日を除く。)

(2)受付時間:午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(3)受付場所:栃木県真岡市荒町 5191 番地
真岡市役所本庁舎 3 階 財政課 管財係

5 参加申込みの方法

(1)申込方法

市有地先着順売却参加申込書(様式第 1-1 号:5 号)に必要事項を
記入・押印の上、次に掲げる書類を添付して受付場所へ提出してく
ださい。

※申込みの際に使用する印鑑は、次のとおりとします。

- ①個人の場合:認印(朱肉を使う印鑑)
- ②法人の場合:代表者印(印鑑登録されている印鑑)

(2)添付書類

- ア 住民票(法人の場合は、法人の登記事項証明書) 1通
- イ 市税納付状況等確認同意書(様式第 2 号:7 号) 1通
- ウ 誓約書(様式第 3 号:8 号) 1通

(3)申込に当たっての留意事項

- ア 共有名義で申込みの場合は、共有予定者一覧(様式第 1-2 号:
6 号)に共有予定者全員が必要事項を記入・押印の上、前号に
掲げる添付書類を添付して申込みしてください。
- イ 申込みに当たっては、必ず契約条件である土地売買契約書(様
式第 4 号:9~12 号)の条文を確認するとともに、申込人自身に
おいて物件の現況、土地利用等に係る諸規制について調査・確
認を行った上、申込みしてください。

6 売却の決定方法

参加申込書提出の先着順で決定します。

ただし、同一物件について同時刻に複数の参加申込みがあった場合は、「くじ引き」で決定します。

7 審査結果の通知

参加申込書の提出後、書類等の審査を行い、売却決定通知書を送付します。

8 契約の締結

売却決定通知書に記載する期限までに、土地売買契約書(様式第 4 号)より売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合には、売却決定を取消します。

9 契約保証金

売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を現金又は銀行口座振込で納付しなければなりません。

なお、契約保証金は、売買代金に充当することとします。また、この契約保証金の受入期間中については利子をつけません。

10 売買代金の支払期限

売買代金から契約保証金を控除した残代金については、真岡市が作成した納入通知書により、契約締結日から起算して60日以内に一括で支払わなければなりません。納入期限までに売買代金全額を納入しないときは、契約を解除できるものとします。この場合、契約保証金は真岡市に帰属することになりますのでご注意ください。

11 所有権の移転等

- (1)所有権は売買代金が完納されたときに移転するものとし、所有権が移転したときに現状のまま物件の引き渡しがあったものとします。引き渡しを受けたときは、土地受領書(様式第 5-1 号:13 ㊦)を提出してください。
- (2)所有権移転登記は、所有権移転後、真岡市が行います。登記識別情報通知書については、登記完了後、真岡市から交付します。交付を受けたときは受領書(様式第 5-2 号:14 ㊦)を提出してください。

(3)財産の引き渡しの日から5年間、財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業、及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に使用することはできません。

12 費用の負担

土地売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は申込者の負担になります。

13 その他

この要領に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、真岡市財務規則の定めるところによって処理します。

様式第 1-1 号

市有地先着順売却参加申込書

令和 年 月 日

真岡市長 中村 和彦 様

住所又は所在地 千

申込人

氏名又は名称
及び代表者名

印

連絡先

持分 (/)

※ 共有しようとする申込人の代表者である場合は、
当該代表者の予定持分を記入してください。

下記土地を買い受けたいので、当該土地に係る市有地先着順売却に参加を
申込みます。

記

1. 物件

物件番号	土地の所在地番	地目	地積(実績)

2. 添付書類

- ① 住民票(法人にあっては法人の登記事項証明書)
- ② 市税納付状況等確認同意書(様式第 2 号)
- ③ 誓約書(様式第 3 号)
- ④ 共有名義での申込みの場合は、共有予定者一覧(様式第 1-2 号)
及び共有予定者全員の①～③

※①については、発行後3カ月以内のものに限る。

様式第 1－2 号

共有予定者一覧
(参加申込書記載の代表者を除く。)

共有予定者 ①

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

及び代表者名 _____ 印

連絡先(電話番号) _____

持分 (/)

共有予定者 ②

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

及び代表者名 _____ 印

連絡先(電話番号) _____

持分 (/)

共有予定者 ③

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

及び代表者名 _____ 印

連絡先(電話番号) _____

持分 (/)

様式第 2 号

市税納付状況等確認同意書

令和 年 月 日

真岡市長 中村 和彦 様

住所又は所在地 千

氏名又は名称

及び代表者名 _____ ⑩

私は、真岡市が実施する市有地先着順売却の参加申込みに当たり、真岡市が市税納付状況等を確認することに同意します。（栃木県警察等関係機関を含む。）

確認の結果、市税滞納等があった場合には、市有地先着順売却の参加資格を承認しないことについて、一切異議申し立てはしません。

様式第 3 号

誓 約 書

令和 年 月 日

真岡市長 中村 和彦 様

住所又は所在地 千

氏名又は名称

及び代表者名 _____ ⑩

私は、市有地先着順売却の参加申込みに当たり、真岡市財務規則その他関係法令を遵守し、当該参加要領に記載する事項を承諾の上、次の事項について誓約します。

- 1 現在、地方自治法第 238 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 号の規定に該当する者ではありません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当するものではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。
- 5 真岡市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 32 号)第 2 条第 1 号、第 5 号及び第 6 号に該当する者ではありません。
- 6 真岡市暴力団排除条例第 6 条及び真岡市暴力団排除条例施行規則(平成 24 年規則第 40 号)に規定する密接関係者に該当する者ではありません。
- 7 市税を滞納していません。(法人にあっては、その代表者を含む。)

以上の事項について事実と相違したことにより参加資格を取り消されても、真岡市に対し何ら異議を申し立てません。

土 地 売 買 契 約 書

売出人 真岡市(以下「甲」という。)と買受人《 申込者 》(以下「乙」という。)とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

(売買土地)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「売買土地」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

土地の所在	地番	地目	地積(㎡)	摘要

(売買代金)

第2条 売買代金は、金《 売 却 価 格 》円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金として金《契約金額の 100 分の 10 以上》円を、この契約締結と同時に甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(売買代金の納入期限)

第4条 乙は、本契約締結後、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期限までに、真岡市指定金融機関等に一括して納入するものとする。

(契約保証金の充当)

第5条 契約保証金は、前条に定める金額が完納されたときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

(契約保証金の処分)

第6条 甲は、乙が第4条に規定する金額を指定する期限までに完納しないときは、この契約を解除する。この場合には、契約保証金は甲に帰属するものとする。

2 前項に定めるほか、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合において売買代金に充当する前の契約保証金があるときは、その契約保証金は甲に

帰属するものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買土地の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(所有権移転登記の嘱託及びその費用)

第8条 乙は、前条の規定により売買土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対してこの土地の所有権移転の登記を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求により、遅滞なく、この土地の所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買土地の引渡し)

第9条 売買土地は、第7条の規定により所有権が乙に移転したときに、甲から乙に対し、現状のまま引き渡しがあったものとする。

2 乙は、売買土地の引き渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに、受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第10条 この契約締結のときから売買土地の引き渡しの日までにおいて、売買土地が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損失は乙の負担とする。この場合には、乙は、売買代金の減額又は契約の解除を甲に請求できないものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡しの日から起算して2年を経過した日以降は、売買土地に隠れたかし等のあることを理由とする売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(用途の制限事項)

第12条 乙は、売買土地の引き渡しの日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業に供することはできない。

2 乙は、売買土地の引き渡しの日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできない。

(解 除)

第13条 甲は、第6条第1項に規定するほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(乙の原状回復義務等)

第14条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する日までに、当該売買土地の所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合には、売買土地に投じた有益費、必要費又はその他一切の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金)

第17条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子は付さないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第19条 この契約について訴訟等を行う場合は、真岡市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(信義則)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 真岡市荒町5191番地

真岡市長 中村 和彦

乙 《 申込者 住所 氏名 》

土 地 受 領 書

令和 年 月 日

真岡市長 中村 和彦 様

住所又は所在地 千

氏名又は名称
及び代表者名

_____ 印

令和 年 月 日付けで契約した次の土地を受領いたしました。

(物件の表示)

1 土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)	摘要

受 領 書

1 所有権移転登記識別情報の通知書 通

ただし、令和 年 月 日付け土地売買契約の所有権移転登記識別
情報の通知書

上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

住所又は所在地 千

氏名又は名称
及び代表者名

印

真岡市長 中村 和彦 様

別紙資料

地 方 自 治 法 （ 抄 ）

（契約の履行の確保）

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

（略）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 抄 ）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(略)

(指定)

第3条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

(略)

第4条 公安委員会は、暴力団(指定暴力団を除く。)が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

(略)

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(抄)

(観察処分)

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

(略)

真岡市暴力団排除条例(抄)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、市内の事業所若しくは事務所に勤務し、市内の学校に通学し、又は市内に滞在する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

真岡市暴力団排除条例施行規則(抄)

(密接関係者)

第3条 条例第6条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等を利用するもの
- (2) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他財産上の利益を供与するもの
- (3) 法人その他の団体であつて、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が暴

力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等(条例第6条に規定する公共工事等をいう。)に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(抄)

(用語の意義)

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く。)
- 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。))が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)
- 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

(略)

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業

二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)

三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業

四 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること(放送又は有線放送に該当するものを除く。)により営むものをいう。

9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。次項において同じ。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。)をいう。

11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業をいう。

一 接待飲食等営業

二 店舗型性風俗特殊営業

三 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの